

ねんりんピック彩の国さいたま2026グラウンド・ゴルフ交流  
大会売店設置運営要項（案）

（令和8年4月3日ねんりんピック彩の国さいたま2026  
加須市実行委員会会長決裁）

（趣旨）

第1条 この要項は、ねんりんピック彩の国さいたま2026グラウンド・ゴルフ交流大会（以下「交流大会」という。）において、ねんりんピック彩の国さいたま2026加須市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が設置する売店（以下単に「売店」という。）の設置運営等について、必要な事項を定めるものとする。

（設置会場、設置期間等）

第2条 売店を設置する会場、期日及び開設時間は、次のとおりとする。  
ただし、市実行委員会は必要に応じてこれを変更できるものとする。

種 目	設置会場	設置期日	開設時間（予定）
グラウンド・ゴルフ	加須市民運動公園	令和8年11月8日(日)	10:00~15:00
	駐車場周辺	令和8年11月9日(月)	9:00~14:00

（出店数、位置及び規模）

第3条 出店数及び出店位置は、市実行委員会が現地の状況等を勘案して決定する。

2 出店規模は、原則として1店舗当たり20平方メートル（2間×3間のテント1張）以内とするが、市実行委員会は出店状況等を踏まえ、必要に応じて調整できるものとする。

（販売品目）

第4条 売店における取扱品目は、次に掲げるものとする。

- （1） スポーツ用品
- （2） ねんりんピック記念品グッズ

(3) その他市実行委員会が必要と認めるもの

(出店者の要件)

第5条 売店の出店者は、原則として、次のいずれかに該当する者であって、市実行委員会が適当と認めたものとする。

(1) 申請時に1年以上、加須市内に店舗を有して営業をしている者

(2) 大会に関連するスポーツ用品の販売業者、ねんりんピック関連グッズに係る関係団体等

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設

(4) 競技団体の推薦がある者

(5) 前各号に掲げる者のほか、市実行委員会が認めた者

(出店者の条件)

第6条 売店の出店者は、次の条件のいずれも満たす者であって、市実行委員会が適当と認めたものとする。

(1) 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること。

(2) 営業店舗が、出店申請の日から遡って過去1年間法令等に違反して処分を受けていないこと。

(3) 交流大会開催期間中、第2条に規定する開設時間を遵守し、継続して出店できること。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）ではないこと。また、販売員として、暴力団員及び暴力団員等を使用し、又は

雇用していないこと。

(経費の負担)

第7条 売店の出店料は無料とする。ただし、大会の円滑な運営を図るため、出店できる者は別途市実行委員会が募集する協賛金に協力した業者に限るものとする。

2 売店の運営に要する経費及び市実行委員会が設置する設備以外で必要となるものに係る経費は、出店者の負担とする。

(運営設備等)

第8条 売店の出店に伴う設備等の基準は次のとおりとし、市実行委員会が準備する。なお、市実行委員会の準備品以外に必要な備品等は、出店者が準備すること。

(1) テント(2間×3間) 1張

(2) 長机 6台

(3) 椅子 4脚

(出店申請)

第9条 出店希望者は、市実行委員会が定める期日までに、次に掲げる書類を添付した上で売店出店申請書(様式第1号)を市実行委員会に提出するものとする。

(1) 出店概要書(様式第2号)

(2) 売店従事者及び搬入出車両予定表(様式第3号)

(3) 誓約書兼承諾書(様式第4号)

(4) 営業に関する許可証等の写し

(5) 売店責任者及び販売員の本人確認書類(自動車運転免許証、パスポート等、公共機関が発行した写真付きで本人確認ができるものの写し)

(出店者の選定)

第10条 市実行委員会は、前条に規定する出店申請を行った者の中から、この要項の規定を踏まえ選定を行う。

2 次に該当する者の中から出店希望があった場合は、必要に応じて、その者の出店を優先することができる。

(1) 第4条に掲げる販売品目を取り扱う団体又は社会福祉法人などの社会福祉関係団体等

(2) その他市実行委員会が適当と認めた者

3 市実行委員会は内容確認のため、提出された出店申請に関する書類について関係官庁に調査、照会することができるものとする。

(売店出店許可証の交付)

第11条 市実行委員会は、前条の規定による選定の結果、適当であると認めた者に対し、売店出店許可証（様式第5号）を交付するものとする。

(売店監督員)

第12条 市実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、売店監督員を置くものとする。

2 売店監督員は、この要項に基づき、現地を巡回して売店の管理運営について監督し、出店者に必要な指示をするものとする。

(売店責任者)

第13条 出店者は、当該販売員の中から売店責任者を定め、売店設置期間中、常駐させるものとする。

2 売店責任者は、売店監督員の指示に従い、当該売店の管理運営に当たらなければならない。

(禁止事項)

第14条 出店者及びその販売員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 出店者の権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は管理運営

を第三者に委託すること。

- (2) 商品を不当に高額な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で販売をすること。
- (4) 許可された品目以外のものを販売すること。
- (5) アルコール飲料及び危険物を販売すること。ただし、市実行委員会が郷土物産品・土産品と認めたときは、この限りでない。
- (6) 郷土物産品・土産品の紹介としてアルコール飲料の試飲を行わせること。
- (7) 拡声器及び音量器具類を使用すること。
- (8) 火器を使用すること。ただし、市実行委員会が必要と認めたときはこの限りでない。
- (9) その他大会運営に支障を及ぼす恐れのある行為をすること。

(遵守事項)

第15条 出店者及び販売員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 市実行委員会から交付される売店出店許可証を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (2) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは毎日各自で搬出・処理し、環境美化に努めること。
- (3) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適正な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (4) 販売品等の搬入搬出に使用する車両には、市実行委員会が別途交付する通行許可証を車両前面の見やすい位置に掲示すること。
- (5) 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、大会運営に支障を来たさないよう、市実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (6) 接客に当たっては、好感を与えるよう親切・丁寧を心がける

こと。

(7) 食品衛生関係法令上の規定を遵守すること。

(8) その他市実行委員会及び売店監督員の指示に従うこと。

(販売品等の管理)

第16条 売店における販売品及び売店備品の管理は、出店者の責任とし、火災・盗難その他の災害等についても、市実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

(事故等発生時の対応)

第17条 売店において、事件、事故等が発生したとき、又は不審者若しくは不審物を発見した時は、売店責任者は直ちに関係機関及び市実行委員会又は売店監督員に連絡するとともに、その指示に従うものとする。

(許可の取消し)

第18条 市実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、売店出店許可を取り消すことができるものとする。この場合において、出店者は市実行委員会に対して損害賠償等を請求することができないものとする。

(1) 関係法令及びこの要項に違反したとき。

(2) 売店出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請又は不当な手段により売店出店許可証の交付を受けたことが判明したとき。

(3) 保健所からの指示があったとき。

(4) その他市実行委員会が売店の運営管理において不相当と認めたとき。

(原状回復)

第19条 出店者は設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状に回復した上で、市実行委員会の確認を受けなければなら

ない。

(損害賠償)

第20条 出店者(販売員を含む。)は、会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。

(補填及び補償)

第21条 出店者は、当初予想した収益が得られなかった場合でも、その損害の補填及び補償を市実行委員会に請求することはできない。

2 出店者は、天候不良(自然災害を含む。)等市実行委員会が予測できない理由により、出店が中止又は縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等の保証を市実行委員会に請求することはできない。

(個人情報の取扱い)

第22条 売店の販売員等の個人情報は、市実行委員会が売店の設置運営のためのみに使用するものとし、その他の目的には使用しない。

(本要項によらない設置及び運営)

第23条 出店の申請がない場合又は交流大会を円滑に運営する上で競技団体からこの要項によらない設置運営について申入れがあり、市実行委員会が適当と認めた場合は、その出店に係る設置及び運営方法については、競技団体と市実行委員会において協議の上、決定する。

(その他)

第24条 この要項に定めるもののほか、売店の設置運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、令和8年5月1日から施行する。